

★熊本地域公共交通計画(現計画)について

概要	・ 持続可能で利便性の高い公共交通網の形成に向け本市の公共交通施策を体系的に位置づけたマスタープラン
計画期間	・ 平成28年4月～令和8年3月までの10年間(現計画)
備考	・ 「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」にて、自治体に策定が努力義務化されている。(法第5条) ・ 策定にあたっては、関係機関、学識等で構成される協議会(本市においては、「熊本地域公共交通活性化協議会」)における議論を経ることとなっている。(法第6条)

★次期計画策定に向けた検討

- ・ 現計画の期間満了に伴い、令和7年度中の次期計画策定に向け「地域公共交通に関する特別委員会」並びに「熊本地域公共交通活性化協議会」で議論を行ってきた
- ・ しかしながら、次期計画に大きな影響のある以下複数の事案について、今年度、大きな転換点を迎えようとしている。

項目	概要
軌道事業の経営・運行体制の見直し	・ 度重なるインシデントを踏まえ、安全の観点から運営全般の抜本的見直しの検討
公共交通の再構築	・ 超高齢社会の進展、運転士不足の深刻化を踏まえた、バス網再編や運行体制等の検討・協議
豊肥本線の機能強化	・ 大手半導体企業の進出に伴い増大するJR豊肥本線の需要への対応
コミュニティ交通のサービス水準	・ 運転士不足、超高齢化を受け止める導入基準、サービス水準の検討

★次期計画の策定時期および現行計画の計画期間について

- ・ 今年度予定していた策定時期を延期し、次期計画は、大きな転換期を迎えた上記、複数施策の方針を織り込んだ将来計画としたい。
- ・ 次期計画は、計画期間を5年間とし、加えて社会情勢等、計画策定後の様々な変化にも柔軟に対応できる計画とする。
- ・ なお、現行計画の計画期間については、所要の修正を行ったうえで、1年延長する。